

設計概要書

1 設計目的

本業務は、平成 33 年度までの文化庁の全面的な移転に向けて、移転先となる現京都府警察本部本館（以下、「本館」という。）の耐震改修とともに、現京都府庁 3 号館及び文化庁の機能を併せ持つ新行政棟の増築について基本・実施設計を行うものである。

また、京都府庁 1 号館に設置されている特別高圧受変電設備、非常用発電設備及び防災等総合監視設備のエネルギーセンター機能について、新行政棟へ移転するための基本・実施設計を行う。

2 業務概要

以下の工事に係る基本・実施設計業務を行う。これに付随する外構整備、仮設工事等を含み、建築基準法、景観法等の関係法令に係る協議や手続きを含む。

- (1) 現京都府警察本部本館改修工事
- (2) 新行政棟増築工事
- (3) エネルギーセンター移転工事

3 事業スケジュール

- (1) 業務委託工期 平成 32 年 3 月 16 日まで
- (2) 基本設計図書の提出期限 平成 31 年 3 月 20 日
- (3) 予定工事工期 平成 32 年度～平成 33 年度（約 18 か月間）

4 基本事項

文化庁の移転については、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転するとされている。文化による地方創生や文化財の活用等新たな政策ニーズへの対応などを進めるための文化庁の機能強化や組織改編が予定されており、これに応じた施設整備を行う。

府庁敷地内であり、府庁機能と一体的に整備することから、府庁敷地全体や既存建築物との連携や調和を図りつつ、文化庁としての独立性やシンボル性にも配慮する必要がある。

本館は、京都で行われた昭和天皇の「即位の礼」に合わせて建設された京都の近代化遺産であり、歴史的・文化的価値の高い建築物であることが文化庁の移転先に決定した理由のひとつとされている。

本業務では、この価値をどのように保存活用するか整理するとともに、耐震性や機能性とのバランスを見極め、周辺環境や景観にも配慮した施設整備が求められる。

5 業務内容

(1) 基本的事項

以下の別添資料を前提として、以降に記載する内容に留意し、本施設に関わる関係者と十分協議・調整をした上で基本設計を策定し、実施設計を行うこと。

ア 文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画（概要版）

- (ア) 2 庁舎整備におけるコンセプト（素案）
- (イ) 3 庁舎整備における基本的な考え方（素案）

※ 上記計画は、増築部分について、文化庁利用と現京都府庁 3 号館の機能を併せ持つことを前提としていない時期に取りまとめたものであるため、外観上の工夫、機能的な独立性、ゾーニング、設備面等の考え方等を再検討する必要がある。

(2) 共通

- ア 本館と新行政棟は渡り廊下等で接続することにより、文化庁として機能的に一体となるようゾーニングして動線計画・室配置を決定するとともに、セキュリティに配慮すること。
- イ 新行政棟の府庁エリアは、敷地内他施設との動線計画を配慮して室配置を決定すること。
- ウ 新行政棟の文化庁エリアと府庁エリアは完全に動線分離可能な計画とし、独立したセキュリティ管理が可能な計画とすること。
- エ 必要所室や各室の規模、機能、配置や荷重等の条件は、別添による。
- オ 門、塀、アプローチ、植栽等の外構計画についても設計すること。職員や利用者の動線については、府庁敷地全体の利用計画を含めて検討すること。（*別添位置図（設計対象範囲）参照）
- カ 本館は、現行法令では既存不適格建築物となっており、新行政棟を増築するにあたり、不適格部分の解消をする必要がある。詳細調査により既存不適格部分の内容を把握した上で、「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を適用することを踏まえて、本館及び新行政棟の設計を進めること。
- キ 本館と新行政棟の設備計画は一体とし、国家機関に準じること。また、複数の行政機関が入居する建物であるため、入居官署毎に維持管理が区分できる計画とすること。
- ク ライフラインについては、電力は同時に整備するエネルギーセンターから供給することとし、給排水、ガス等の引き込みについては、各関係機関と調整の上、計画すること。情報インフラについては、入居官署との協議により必要なルートを計画すること。

(3) 現京都府警察本部本館改修工事

- ア 施設概要 昭和3年建設 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階
延べ床面積 4,280 m²
- イ 整備概要 耐震補強、内外装、設備機器の改修
- ウ 検討事項
 - (ア) 建物の歴史的価値については、別添「文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画（概要版） 4 保存活用計画」を参考に、現地調査をした上で、部位毎に、保存、活用、復原等の考え方を整理すること。
 - (イ) 保存活用等の部分を除き、既存仕上げ、設備機器は全て撤去・更新を原則とする。
 - (ロ) 本館内にエレベータを設置すること。
 - (エ) 平成28年度に実施した耐震診断（判定済み）では現況 I_s の最小値は 0.524 となっており、その際に参考として補強計画（未判定）を作成しているが、本業務において補強計画を見直し、耐震判定委員会の判定を所得した上で基本設計を確定すること。
 - (オ) 補強後の耐震性能の診断方法等は、別添「文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画（概要版） 5 耐震性を評価・検討するための課題」による。
 - (カ) 現在、本館は、道路を挟んだ敷地にある別館及び 110 番指令センターとは地下通路で接続しているため地下通路の閉鎖にあたっては、道路管理者等の関係機関と協議を行い、必要な対策を設計に反映すること。

(4) 新行政棟増築工事

- ア 施設概要 構造・階数未定 延べ床面積 9,000 m²
- イ 整備概要 増築 建設場所は本館の北側を予定
- ウ 検討事項
 - (ア) 耐震基準については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」別表（一）の官庁施設として設計する。

- (イ) 新行政棟の外観は、本館や敷地内建築物等と調和させ良好な景観を形成する計画とし、京都市市街地景観整備条例に基づく旧市街地美観地区における認定の特例の適用を踏まえた外部意匠とする。
- (ウ) 文化庁の使用部分については、外観上の工夫等により、政府関係庁舎にふさわしい独立性・シンボル性の確保に配慮すること。また、文化庁エリアと府庁エリアそれぞれについての施設管理やセキュリティは明確にすること。

(5) エネルギーセンター移転工事

- ア 施設概要 別添エネルギーセンター移転対象機器に係る既存設備概要書による
- イ 整備概要 特別高圧受変電設備、非常用発電設備、防災等総合監視設備等の新行政棟への移転
- ウ 検討事項
 - (ア) BCP、拡張性、保守性に配慮した計画であること。
 - (イ) 非常用発電設備は72時間運転に必要な能力とタンク容量を検討すること。
 - (ウ) 既存建物内の末端機器は原則として更新対象とせず、既存機器が接続可能なシステムとすること。(必要に応じてリモート盤、中継器盤等を設ける)
 - (エ) 工事期間中の既存建物施設への影響が最小限となるような移転計画とし、必要な仮設工事及び高圧幹線の切替手順を計画すること。なお、新行政棟及び本館については文化庁の引っ越し完了までに新設エネルギーセンターからの受電及び監視ができるようにすること。

6 その他

(1) 留意事項

- ア 各種法令手続き、耐震判定に必要な申請等の手数料については本業務に含まれない。
- イ 本館及び新行政棟の設計においては、積極的に京都府内産木材の利用に努めること。
- ウ 本館及び新行政棟の設計においては、省エネルギー、再生可能エネルギー、環境負荷の低減に配慮すること。
- エ 本館及び新行政棟の設計においては、ライフサイクルコストの検討を実施するとともに、点検、保守、維持管理、機器更新等に配慮した計画とすること。
- オ 本館及び新行政棟の設計においては、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- カ 現在、以下について実施中又は実施予定であるため、業務実施に当たっては、必要に応じて協議を行い、設計・手続きに反映すること。
 - (ア) 警察本部新庁舎新築工事（工事中）（完成時期：平成32年3月末予定）
 - (イ) 新行政棟建設場所の既設舗装・樹木の撤去（予定）
 - (ウ) 新行政棟建設場所の既設埋設ガス配管の盛り替え（予定）
 - (エ) 新行政棟建設場所の既設非常用発電機の仮移設（予定）
 - (オ) 本館北側の既設小規模建築物の解体（予定）
 - (カ) 府庁3号館解体工事（予定）（跡地は駐車場として利用予定）
 - (キ) 埋蔵文化財調査（予定）
- キ 現在、同一敷地内で工事中の警察本部新庁舎の計画通知における日影は、規制上のラインに近接しているため、本館及び新行政棟の計画において地盤高さの設定に留意すること。
(警察本部新庁舎の計画通知上の平均地盤面：48.18(TP) *別添測量平面図参照)
- ク 科学捜査研究所については、残置とし、本業務の対象外とする。

- ケ 工事中の仮設計画については、施設管理者と調整の上、工事中の職員や利用者の動線に配慮した計画すること。
- コ 関係者協議期間（内部意思決定期間含む）、各種法令手続き期間等を考慮した詳細な業務工程表を作成して業務の進捗管理を徹底すること。
- サ 現地調査は施設管理者と事前に調整したうえで行うこと。